

「指定介護老人福祉施設」 重要事項説明書

経営理念

私たちは、介護サービスを通じて、お客様（施設の利用者及びその家族）並びに福祉関係者に安心を提供し、以って老人福祉に寄与すると共に、社会に貢献します。

運営方針

私たちは、経営理念実現のために、人柄の向上に向けて不断の努力を行い、質の高い老人介護サービスを行います。

行動指針

私たちは、次のことを実践します。

- 私たちは、明るく笑顔で挨拶します
- 私たちは、真剣に親孝行を実践します
- 私たちは、他人（ひと）に役立つ充実感を体得します

社会福祉法人遺徳会

和泉北信太特別養護老人ホーム

当施設は介護保険の指定を受けています。

（大阪府指定 第2770500920号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 遺徳会
- (2) 法人所在地 大阪府高石市取石5丁目8番15号
- (3) 電話番号 072-275-1031
- (4) 代表者氏名 理事長 嶋田 祐史
- (5) 設立年月 昭和57年3月15日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成15年4月1日指定
大阪府第2770500920号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、
ご契約者（入所者）が、その有する能力に応じ可能な限
自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的とし
て、ご入所者に、日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等
をご利用頂き、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 和泉北信太特別養護老人ホーム
- (4) 施設の所在地 大阪府和泉市上町403番地の1
- (5) 電話番号 0725-46-1211
- (6) 施設長（管理者） 所長 高柳 遊亀
- (7) 施設の運営方針 施設の健全な環境作りに努め、利用者の人間性を
尊敬し、明るく楽しい健康的な施設にし、より快適に暮らし
やすく安心して生活できる施設となるよう日々研鑽する。
- (8) 開設年月 平成15年4月1日
- (9) 入所定員 90名（内ショートステイ20名）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

施設では次の居室・設備をご用意しています。

居室等の種類	室数	備考
個室	22室	
4人部屋	17室	トイレが居室内にあります
居室合計	39室	
食堂	4室	
機能訓練室	4室	平行棒、ホットパック、上肢プーリー等
浴室	3室	一般浴槽・特殊浴槽・個浴
診療室	1室	

厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

(2) 居室の変更（移動）

ご入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入所者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の概要

(1) 職種別職員

ご入所者に対して、指定介護福祉施設サービスを提供するため、介護保険法の指定基準に沿い、以下の職員を配置しています。

職 種	職 員 数 (常勤 換算)	実置配 置人数	備考
1. 施設長	1名	1	当法人では施設長を「所長」といいます
2. 介護職員	28、7	34	※介護職員、看護職員併せて30名
3. 看護職員	4、5	6	
4. 機能訓練指導員	2	2	
5. 介護支援専門員	2	2	
6. 生活相談員	1	1	
7. 医師	0、4	3	
8. 管理栄養士	1	1	

1. 介護保険法指定基準の職員数は利用者定員90名（含む短期入所生活介護20名）に対してのものです。

2. 常勤換算職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（月168.75時間）で除した数です。

（2）職員勤務体制

ご入所者に対して年中無休・24時間サービスを提供するため、以下のような勤務体制を組んでいます。

職 種	勤 務 時 間	勤 務 人 員
1. 医師	14:00～16:00(月・火・水・木・金) 17:30～19:00(火・木・土)	非常勤3名
2. 介護職員	早出 7:30～16:00	4名
	日勤 8:30～17:00	4名
	遅出 10:10～18:40	5名
	夜勤 17:00～翌日10:00	4名
3. 看護職員	日勤 8:30～17:00	4名

1. 医師の診察時間は日によって異なる場合があります。

2. 勤務人員は標準人員で、日によって若干の増減があります。

5. 施設が提供するサービスと利用料金

入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

提供するサービスには次の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付又は補足（以下「給付」という。）されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付及び補足給付対象となるサービス（契約書第3条）

① 介護福祉施設サービス（通常は利用者負担1割・介護保険給付9割）

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご入所者の負担額は変更となります。

イ) サービスの内容

i) 入所者全員に提供するサービス

サービスの種類	サービス内容
入浴介助	◇入浴又は清拭を週2回行います。 ◇入浴は、要介護度の違いにより一般浴と特別浴の2種類があり、ご入所者の状況に応じた入浴ができます。 ◇寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。
排泄介助	◇排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
食事介助	◇3度の食事は、可能な限り食堂でとるように介護職員等がサポートします。

緊急対応	<p>◇休日・夜間に於ける医師、看護・介護職員間の緊急対応システムを機能させると共に、協力医療機関との連携を密にして24時間連絡体制を確保し、ご入所者の健康管理を徹底します。</p> <p>◇看取り指針に基づき、終末期に於ける施設での介護に備えます。 (資料)</p>
個別機能訓練	<p>◇機能訓練指導員の指導により、ご入所者の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練をします。</p>
栄養管理	<p>◇年令、心身の状況に応じて適切な栄養量及び内容の食事を提供します。</p>
栄養ケアマネジメント	<p>◇低栄養状態を予防・改善するために、医師、管理栄養士、ケアマネージャー、看護職員、ケアワーカーが共同して利用者個人別に最適な栄養ケアを行います。</p>
健康管理	<p>◇医師と看護職員が、健康管理及び医療を行います。</p>
その他の自立支援援助	<p>◇寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</p> <p>◇生活のリズムを考え、毎日朝夕の着替えを行うよう配慮します。</p> <p>◇清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容・口腔ケアを援助します。</p>

ii) 利用者の申出等により提供するサービス

サービスの種類	サービスの内容
療養食	利用者の年齢、病状に対応した治療食（糖尿病等）を提供します。1日につき単位
看取り介護	終末期に入った利用者の看取り介護をします。別紙参照 死亡日1,580単位・死亡日前日及び前前日／1日につき780単位、死亡日4-30日／1日につき144単位
若年性認知症 受入	65歳未満の認知症の病名がある方に適応となります。 1日につき120単位

ハ) 初期加算・・・1日30単位 最大30日で925円

入所日から30日以内の期間は、初期加算として日額31円が加算されます。この制度は、30日を超える入院後に再び入所する場合にも適用されます。

二) 介護福祉施設サービスの料金（ご利用者負担額）※1単位・・・10.27円

介護度	個室／多床室			
	単位	1日（1割負担）	2割負担	3割負担
1	649	667 円	1334 円	2001 円
2	717	737	1474	2211
3	787	809	1618	2427
4	855	878	1756	2634
5	921	946	1892	2838

1. 上記単位数には、個別機能訓練加算 12 単位、日常生活継続支援加算 36 単位、精神科医加算 5 単位、看護体制加算（Ⅰ）4 単位、看護体制加算（Ⅱ）8 単位、栄養ケアマネジメント加算 14 単位、夜間職員配置加算 13 単位の七要素が加算されています。

2. 口腔衛生管理体制加算・・・1 カ月 30 単位

（上記単位数には含まれていません）

3. 前項イ) の ii) に規定する看取り介護サービスは、該当する時期が到来し、ご入所者の同意によりサービスを提供します。利用料もその時点より発生します。この他個人別管理として、療養食加算（18 単位）や若年性認知症入所者受入加算（120 単位）があります。（上記単位数には含まれていません）

上記以外に介護職員処遇改善加算（Ⅲ）1 カ月の総単位×3.3%が加算されます。
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日迄の期間が対象となります。

ホ) 入院又は一時外泊時の利用料金

ご入所者が、6 日以内（8 日の内中 6 日）の入院又は外泊、

7 日以上入院された場合にお支払いいただく利用料金は、次の通りです。

料 金	内 容	金 額
介護サービス 料金	○介護保険法のサービス利用料金の 1 割を負担	246 単位/日
	○入院翌日から退院前日までの間（上限 6 日間）	253 円/日
居住費	各ご入所者の居住費（特定入所者介護サービス費の補足給付が受けられます。）及び特別居室料	1,000 円/日

7 日を超える場合は居住費のみをいただきます。

各ご入所者の居住費（特定入所者介護サービス費の補足給付が受けられません。）

及び特別居室料 1,000 円※特別室料は個室の方のみ

へ) 高額介護サービス費

(介護福祉施設サービス費のご利用者負担額の上限を定めるもの)

サービスにかかった費用の1割はご利用者の負担ですが、一定の上限額を超えた場合には、申請によって超えた分が介護保険で給付される制度です。

対象者	サービス負担限度額	備考
利用者負担第1段階	15,000円/月	○ご入所者の利用者負担段階は「介護保険負担限度額認定証」又は「介護保険特別負担限度額」で確認下さい。
同 第2段階	同上	
同 第3段階	24,600	
上記1~3段階の 対象外	37,200 44,400	○入所後速やかに保険者である関係市町村に申請をします。

ト) 要介護認定を受けていない場合のご利用について

サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご入所者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入所者の負担額を変更します。

② 特定入所者介護サービス費(食費及び居住費の補足給付サービス費)

介護保険法改正によって、平成17年10月から食費及び居住費はご入所者の負担となりましたが、所得によってご入所者の負担限度額が決まります。具体的には、市町村発行の介護保険負担限度額認定証又は介護保険特別負担限度額認定証(以下単に「認定証」という)にご入所者の負担額が

記載されています。一定以上の所得がある場合はこのサービスを受けられないことがあります。

イ) サービスの内容

i) 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入所者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご入所者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとって頂く事を原則としていますが、体調不良時や御家族の面会時又は、本人の希望により、居室にて食事をとって頂く事もできます。

(食事時間)

朝食：7：40～8：40 昼食：12：00～13：00

夕食：18：00～19：00

※欠食される場合は、朝食はPM6時迄、昼食はAM10時迄、
夕食はPM4時迄に申し出下さい、それ以降の場合には食費をご負担頂きます

ii) 居室

整理・整頓・清掃・清潔に心がけ、良好な衛生環境が維持された居室を提供します。また、居室に付帯する食堂、トイレ、空調設備等を含めて住みよい住環境の中で生活をしていただきます。

※居住費の外泊時の取扱い

入院又は、外泊中は、居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は、外泊中のベッドを短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用所又は介護予防短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。

ロ) 食費・居住費サービス料金（上段は日額、下段は月額（31日換算））

利用者負担 段 階	食費（A）	居 住 費（B）		食費＋居住費（A＋B）	
		個 室	多床室	個 室	多床室
第1段階	300円		0円		300円
	9,300		0		9,300
第2段階	390	420	370	810	760
	12,090	13,020	11,470	25,110	23,560
第3段階	650	820	370	1,470	1,020
	20,150	25,420	11,470	45,570	31,620
上記3段階の 対象外	1,380	1,150	840	2,530	2,220
	42,780	35,650	26,040	78,430	68,820
食費の内訳・・・朝食代259円、昼食代550円、夕食代571円					

(2) 介護保険給付対象外となるサービス（契約書第4条）

全額ご利用者の負担となるサービスには次のものがあります。

イ) 特別サービスとその料金

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
特別な食事	ご希望に応じて特別な食事を提供します（アルコール含む）	実費（消費税込み）
居室（個室）	（ベッド・家具・洗面台付）を提供します。但し、一部の個室には畳の床に布団を敷いてお休み頂いているところもあります。	特別居室料 1,000円／日 （消費税込み）

ロ) その他のサービスとその利用料金

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
事務管理費	<p>○管理する金銭の形態：施設の指定 金融機関に預け入れている預金</p> <p>○お預かりするもの：預金通帳、届出 印鑑、有価証券、年金証書</p> <p>○出納方法：備え付け届出書提出⇒ 保管管理者（又は代理者）が預入又は払戻 を代行⇒出入金記録作成⇒ご利用者にコ ピーを交付</p> <p>○保管管理者：所長</p>	<p>1,000円/月</p> <p>※月の途中で入退 所される方につい ては、35円/日と する。 上限額は1,000円 とする。</p>
レク・クラブ 活動費	<p>○レクリエーション行事（四季折々にふさわしい催し） 誕生日、正月、雛祭、端午の節句、七夕、敬老の日、クリスマス、その他</p>	無料
	<p>○クラブ活動 工作、お茶会、フラワーアレンジメント、書道、おやつ、ワクワク体験クラブその他等 *カラオケ、合奏</p>	<p>50円/回</p> <p>*は無料</p>
公文学習療法費	○認知症予防のための教材費	<p>2,500円/月 (月 12~16回)</p>

理美容費	○月1回、専門業者の出張サービスが行われます。 ◇カット 1,600 円 ◇顔剃り 500 円 ◇毛染め 3,000 円 ◇パーマ 3,000 円	
複写物交付費	○ご入所者の必要な書類のコピーサービス	10 円/枚
電器製品 使用料	○テレビ、電気毛布、電気等の電器製品	10 円/日 (消費税込み)
その他日常 生活品	○必要な日常生活品の購入等で費用が発生した場合は、ご入所者に負担いただきます。	購入品実費

利用料変更に係る手続き関係

上記に定める利用料については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の2か月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

ハ) 契約終了後の居室明渡し延滞遅延料金 (契約書第22条第2項)

契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間、延滞遅延料をいただきます。

延滞遅延料：介護福祉施設サービス費 (介護保険給付全額) + 食費 (1,380 円)
+ 居住費 (註)

要介護度	1	2	3	4	5
延滞遅延 料金 (日額)	7,330 + 居住費 (註)	8,040 + 居住費	8,770 + 居住費	9,480 + 居住費	10,180 + 居住費
(註) 居住費：標準基準額 (個室 1,150 円、多床室 320 円 + 特別居室料 (1,000 円))					

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月1日から末日までの1か月ごとに計算して請求しますので、翌月15日頃までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

現金支払	当施設事務室の窓口
銀行口座振込	池田泉州銀行 高石支店 普通預金0767047 口座名 社会福祉法人遺徳会 和泉北信太特別養護老人ホーム 所長 平田 厚子 (ヒラタ アツコ)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人錦秀会 阪和泉北第二総合病院	医療法人慈友会 堺山口病院
所在地	堺市深井北町3176	堺市湊町6丁383番地
診療科	内科、外科、整形外科	内科、外科、整形外科
電話番号	072-277-1401	072-244-8047

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐野歯科医院
所在地	高石市取石5丁目8番45号
電話番号	072-271-3534

6. 契約の終了と退所

契約では終了する期日が特に定められていません。従って、以下のような事由が発生しない限り、継続してサービスを利用することができます。

(1) 契約終了による退所

次のような事由が発生した場合は契約が終了し、ご入所者に退所して頂きます。

1. 要介護認定からご入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
2. 事業者が解散、破産又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
3. 施設の滅失や重大な毀損により、ご入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
4. 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
5. ご入所者から退所の申し出があった場合
6. 事業者から退所の申し出を行った場合

(2) ご入所者の申出による契約の解約による退所

①次の事由が発生した場合にはご利用者から契約を解約することができます。

この場合、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物又は 信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の入所者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

②次の事由による場合は、ただちに契約を解約することができます。

1. ご入所者が利用料金の変更に同意できない場合
2. ご入所者が入院した場合

(3) 事業者の申し出による契約の解約による退所

次の事由が発生した場合には事業者から契約を解約することができます。

1. ご入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. ご入所者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. ご入所者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物又は信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4. ご入所者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、又は入院した場合（註）
5. ご入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

（註） おおむね3ヶ月以内に退院される場合は、再び施設に入所できるようにします。ホームの受け入れ準備が整っていないときは、併設の短期入所生活介護の居室等をご利用いただくことがあります。

(4) 円滑な退所のための援助（契約書第20条）

(イ) 事業所は、ご入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います

1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(ロ) サービス終了時・終了後に対しても生活相談員・介護支援専門員が電話又は、窓口対応にてご対応させていただきます。

7. 守秘義務及び個人情報保護

(1) 守秘義務

事業者及びサービス従業員は、業務上知り得たご入所者及びご家族の情報を第三者に漏洩することはありません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の第三者提供

○事業者は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 情報開示

ご入所者の処遇日誌等ご利用者の介護・看護に関する情報を提供します。

9. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご入所者等の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の技術の向上に努めます。
2. 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
3. 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の設備に努めます。

10. 苦情処理

(1) 苦情受付及び体制

苦情やご相談は専用窓口で面談、電話、書面などで受け付けます。また、施設内各階に苦情相談箱を設置しているのでご利用ください。

苦情解決の体制は次のとおりです。

苦情解決責任者	高柳 遊亀	(所長)
苦情担当責任者	藤田 美保	(生活相談員)
第三者委員	杉谷 淑子	平田 厚子

(2) 苦情処理の手順

苦情又は相談があった場合は、入所者の状況を詳細に把握するため、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。苦情受付担当者は、把握した状況を苦情解決責任者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、入所者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

事業者の窓口	社会福祉法人遺徳会 和泉北信太特別養護老人ホーム 相談・苦情受付係
	所在地 和泉市上町403番地の1 TEL 0725-46-1211 FAX 0725-46-1800 受付時間 午前8:30～午後5:00
和泉市の窓口	和泉市役所介護保険課
	所在地 和泉市府中町2-7-5 電話番号 0725-41-1551 FAX 0725-45-9352 受付時間 午前9:00～午後5:15 (土曜・日曜・祝日を除く)
堺市の窓口	堺市役所介護保険課
	所在地 堺市堺区南瓦町3-1 TEL 072-233-1101 FAX 072-228-7853 受付時間 午前9:00～午後5:15 (土・日・祝日を除く)
高石市の窓口	高石市介護保険課
	所在地 高石市加茂4-1-1 TEL 072-265-1001 (代表) FAX 072-265-3100 受付時間 午前9:00～午後5:15 (土・日・祝日を除く)
泉大津市の窓口	泉大津市介護保険課
	所在地 泉大津市東雲町9-1-2 電話番号 0725-33-1131 FAX 0725-20-3129 受付時間 午前9:00～午後5:15 (土曜・日曜・祝日を除く)
公的団体の窓口	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室
	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 TEL 06-6949-5418 受付時間 午前9:00～午後6:00 (土・日・祝日を除く)
大阪府の窓口	大阪府健康福祉部高齢介護事業者課
	所在地 大阪府中央区大手前2丁目1番22号 TEL 06-6944-7106 受付時間 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日を除く)
広域事業者 の窓口	広域事業者指導課
	所在地 大阪府岸和田市野田町3丁目13番2号 TEL 072-493-6131 FAX 072-493-6132 受付時間 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日を除く)

平成 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者)

指定介護老人福祉施設 和泉北信太特別養護老人ホーム

職 名

氏 名 印

(入所者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者住所

氏 名 印

(代理者)

住 所

氏 名 印 (続柄:)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階

(2) 建物の延べ床面積 2539.49㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成15年4月1日 指定大阪府 2770500920号 定員 20名

[併設通所介護] 平成15年4月1日 指定大阪府 2775000888号定員 30名

(4) 施設の周辺環境

居室は日当たりのよい東向きの部屋もあり、和泉の山々が見え、また風向きによっては潮の香りがします。交通の便は阪神高速湾岸線の助松インターから約15分の距離にあります。電車はJR阪和線北信太駅下車徒歩15分です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の入所者に対して1名の介護職員または看護職員を配置しています

生活相談員…ご入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。

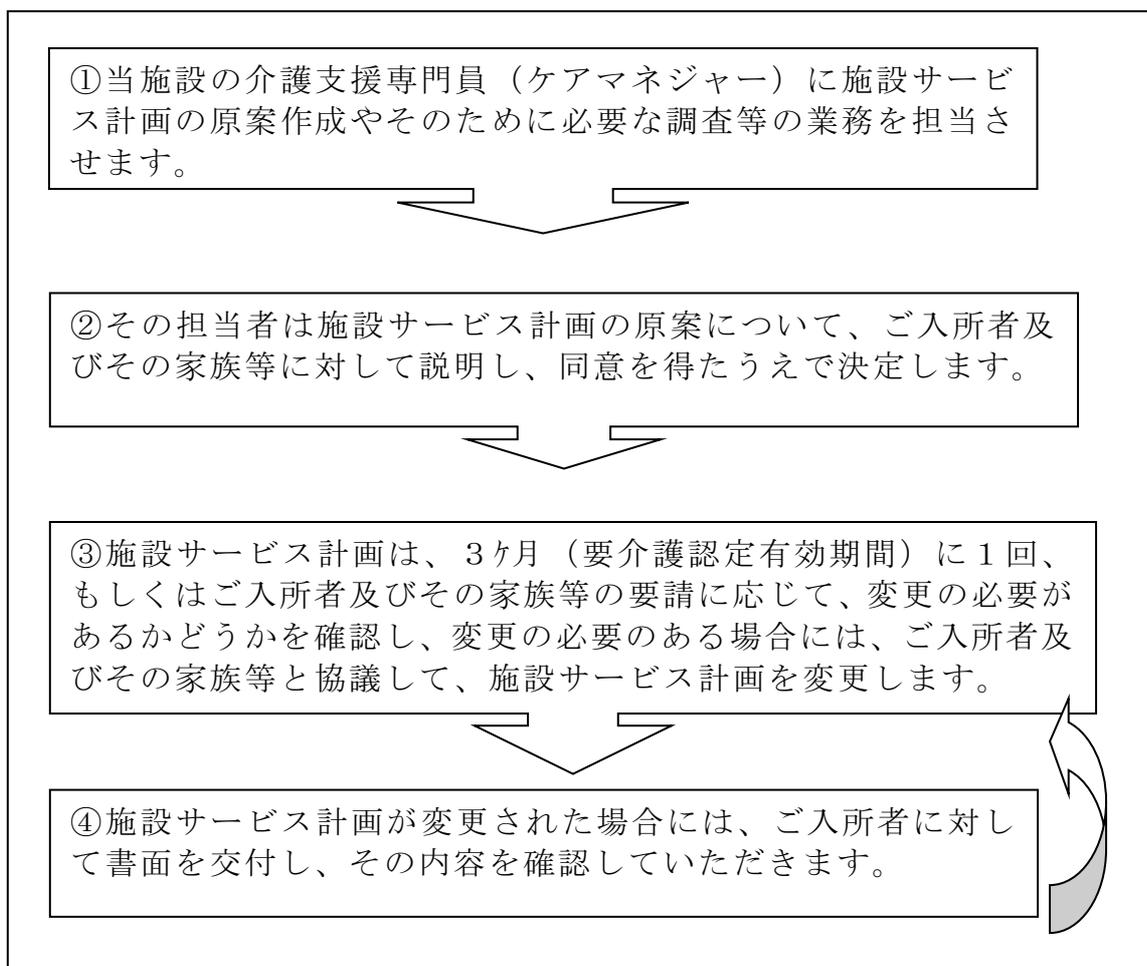
看護職員…主にご入所者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護支援専門員…ご入所者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。3名の非常勤医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご入所者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご入所者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入所者から聴取、確認します。
- ③ご入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご入所者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご入所者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご入所者又は他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、医師、家族、介護支援専門員等と話し合い、記録を記載するなどの適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入所者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入所者の心身等の情報を提供します。
また、ご入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書でご入所者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、入所されているご入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ライター（マッチ）、刃物（はさみ、ナイフ等）、その他危険物

(2) 面会

①面会時間 8：00～19：00

②来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、面会簿にも記入して下さい。

③来訪の際、生物（お土産として置かないで下さい）の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5・(1)・②に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条）

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

① ご入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙・・・施設内は全館禁煙ですので、喫煙はできません。

※原則、タバコ以外の嗜好品は認める（病状により異なる）

6. 事故発生時の対応

(1) ご入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) ご入所者に対する指定福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

7. 損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、ご入所者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

8. 非常災害対策

非常時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に基づき対応します。 ・火災及び地震の発生時のために、非常災害要員を定め、組織を編成し任務の遂行にあたります。 		
消防訓練		防火教育及び消火・通報・避難訓練を年2回（うち1回は夜間を想定した）実施します。		
設備	消火	スプリンクラー設備	消火器	移動式消火設備
	警告	自動火災報知機設備	非常警報設備	
	避難	避難誘導灯	避難階段	
防火管理者		金岡 輝 加來 正輝		

以上

看取りに関する指針

社会福祉法人 遺徳会

和泉北信太特別養護老人ホーム

1、和泉北信太特別養護老人ホーム（以下施設という。）に於ける看取り

介護の考え方

看取り介護は当施設を利用される入所者の中で近い将来死が予見されるご老人を対象とする。ご老人の尊厳を十分配慮しながら、身体的・精神的苦痛・苦悩をできるだけやわらげ、充実・納得して終末期を過ごせるよう支援し、心をこめて介護をすることである。

2、看取り介護の視点

当施設のご入所者やご家族が終末期を当施設で過ごすことを希望されることがある。当施設における看取り介護は、入所者又は家族に対し以下の事項を事前に説明して、事前の同意を得る。

- (1) 施設に於ける医療体制は別表のとおりであるが、夜間等の医師・看護師不在の時間帯は緊急連絡により医師又は看護師が駆けつけるオンコール体制であることについて事前に理解を得る。
- (2) 病状の変化等に伴う緊急時の対応については、医師、看護職員及び介護職員が連携を密にして判断する。夜間については介護職員が医師又は看護師と連絡をとって対応する。
- (3) 家族とは24時間の連絡体制を確保する。
- (4) 事前に看取り介護に関する家族の同意を得る。なお、家族が医療機関への入院を希望する場合はその支援を行う。

看取り介護の支援内容

(1) 入所者に対する支援

①ボディ・ケア

1. バイタルサインを確認する。
2. 環境の整備を行う。
3. 清潔を保つ。
4. 適切な栄養と水分補給を行う。
5. 適切な排泄介助を行う。
6. 発熱、疼痛への適切な配慮を行う。

②メンタル・ケア

1. 精神的な苦痛を緩和する。
2. コミュニケーションを重視する。
3. プライバシーへの配慮を行う。
4. 総てを受容して、ニーズにかなう態度で接する。

③看護処置

看護職員は医師の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を行う。

(2) 家族に対する支援

1. 相談しやすい環境を作る。
2. 家族間関係への支援に配慮する。
3. 希望や心配事に真摯に対応する。
4. 身体的・精神的な負担軽減に配慮する。
5. 死後の対応に関する支援を行う。

看取り介護の方法

(1) 看取り介護に関する同意

医師が周知の医学的見地から判断して回復の見込みが少ないと判断し、かつ外部の医療機関における対応の必要性が薄いと判断した場合、医師は入所者又は家族にその判断内容及び看取りに関する基本的な考え方を説明する。家族がこれに同意した場合に看取り介護を開始する。

(2) 看取り介護の実施

1. 介護支援専門員は医師、看護職員、介護職員及び栄養士等と共同して看取り計画を作成し、家族に示して同意を得る。
2. 看取り介護は原則として個室で行う。なお、家族の宿泊については施設内の居室または近隣のホテル等を斡旋する。
3. 医師、看護職員及び介護職員等は共同して、週に1回以上の看取り状況の報告を家族に行う。
4. 施設の職員は、入所者が安らかに終末期を過ごすことができるように身体的・精神的な支援を行う。

夜間の緊急連絡と対応について

介護職員と医師・看護職員が緊密な連絡・連携の下に、迅速かつ適切な対応を行う。

責任者

夜間緊急対応及び看取り介護については、看護師のうち1名を定めてこれを責任者とする。 看護責任者・・・脇田瑞恵

別表 施設診療所の診療体制

以上

月曜		火曜		水曜		木曜		金曜		土曜	
AM	PM										
—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○

平成 年 月 日

本書面に基づき看取りに関する指針の説明を行いました。

(説明者)

指定介護老人福祉施設 和泉北信太特別養護老人ホーム

職 名

氏 名

印

(入所者)

私は、本書面に基づいて事業者から看取りに関する指針の説明を受け、同意
しました。

入所者住所

氏 名

印

(代理者)

住 所

氏 名

印（続柄： ）